

查研究機關を設置すること

第一、要領　一、日本海、東支那海、南支那海等の領域においては、これを大東洋の内海たらしめ以て皇國を中心とする日滿支の結合を強化すると共に南方諸地域においては海陸空に亘り必要な施設を整備すること

二、大陸圈においては大陸面に對する國防上の要請、重要基礎産業の建設並に基礎資源の開發交流を確保し更にこれを國外連絡開拓の基地たらしむること

三、南方その他の海洋諸地域においては海洋面に對する國防上の要請に即せしむるの外、各種重要資源の開發交流を確保し、進んでこれを世界に對する交通力發展の前進基地たらしむこと

四、交通各部門の施設を整備擴充すると共に相互間の有機的連絡を圖り綜合能率の發揮を期すること

五、海運については航路の整備擴充、船腹の飛躍的增强、南方諸地域における造船所、船舶修理施設等の急速復舊、航路標識その他航路保全に必要な施設及び通信網の整備、船員の計畫的養成、青少年に對する海洋訓練の徹底等を圖ること

六、造謄については重點的かつ綜合的にこれを整備擴充し埠頭施設の改良並に埠頭、倉庫及び解等の運營の合理化等を圖ること

七、河川及び運河については國防產業計畫に對應し水運、利水及び治水に關する整備を綜合的に實施すること

八、鐵道については南北縱貫鐵道その他の重要幹線、特に國防上並に生産力擴充上必要なる線路を

速かに增强すると共に鐵道車輛の生産力を擴充し、主として機關車及び貨車を擴充しがつ鐵道要員を計畫的に養成すること

九、自動車については國防上の要請に即應し特に貨物自動車の生產力及び保有量の飛躍的増大を圖ること、自動車工業に關する技術の翻期的向上、規格の統一、自動車燃料政策の確立、青少年に對す

十、道路については自動車の高度發達の基底を確保するため道路網、特に重量自動車の高速度交通に適する道路の整備擴充を圖ると共にこれがため必要な體制を整備すること

十一、航空については皇國を中心とする滿支及び南方諸地域に對する主要幹線航空路を急速に整備し、かつ適切なる空路の運營方式を定め、飛行場、氣象、通信等の施設の整備、航空機工業及び航空研究機關の擴充、航空要員の養成等を圖ること

十二、通信については皇國を中心として皇國と國内各地域並に國内各地相互間を綜合する大東亞幹線通信路を綜合的に整備すると共に國外通信網の擴大を圖ること、これがため通信事業體制の整備、電波の統制、通信機器工業及び通信研究機關の擴充、通信要員の確保を圖ること

十三、放送及び氣象に關する施設を整備擴充すること

生活必需物資綜合計畫の閣議決定

政府に於いては本年度より物資動員計畫とは別に米穀等特に國民生活に直接關係ある物資の確保を目的と

する綜合計畫を樹立するに決し、昭和十七年六月二十日の閣議に於いてその成案の正式決定を見るに到つた。企畫院總裁談の形式を以て發表されたるその内容を擷ぐれば左の如くである。

生活必需物資綜合計畫に關する

企畫院總裁談

戰時國民生活の安定を圖り國民活動力の強化を期するため日常生活に密接不離の關聯にある重要生活必需物資につきこれが周到なる需給の計畫化とその圓滑なる實行を圖るを緊要と認め、政府においては從來これが遂行をなし來つたが今回本年度生活必需物資の綜合計畫を策定し、本日閣議でこれが決定をなすに至つた、本年度における生活必需物資動員計畫は米穀、麥類、諸類、野菜魚介類、肉類、食用油脂、食料鹽、味噌、醬油、牛乳の食糧品、木炭等家庭燃料及び衣料等重要生活必需物資につき立案し左の諸點につき特別の考慮を加へたのである。

一、物資動員計畫に照應せしめたこと
二、米穀等重要食糧につき詳細の計畫を設定しこれが確保を期したこと
三、蔬菜魚介類、牛乳等については生産集荷、配給の實體に即し主要消費地に對する需給を考慮し計畫を爲したこと

しかして本計畫を實施する上においてこれが萬全を期するため所要資材の確保を圖るは勿論、集荷配給につきその公正的確を期しました品質、規格等の適正を圖る等各般の施設工夫が必要なことは當然のことであり、政府としては銳意努力致したき考へである特に國

民生活必需物資の供給確保については陸海軍の多大なる協力を得て來るる次第であつて、本計畫の樹立及び實施によつて生活必需物資の需給に総合的な目標が定まり戰時國民生活の安定を確保する上において極めて大なる效果を期し得ると存ずるのである。しかしながらいふまでもなく現在は大東亞戰爭の最中であり、この大戰争を勝ち抜くためには國民として益々質實剛健にして清新簡素なる戰時生活を營むべきであつて、この點に關し國民各位は大東亞戰爭の完遂と大東亞の建設といふ大業を翼賛し奉る國民的感激を以て自ら的に物心兩面に亘りその生活の戰時體制化を圖られ本計畫の目的達成に協力せられんことを望んで已まない次第である。

昭和十七年度生活必需物資綜合計畫は大東亞戰爭の長期戰たる性格に鑑み國民生活の最低限度を確保するため本年度より特に設定された國家計畫であつて、政府の國民生活安定に關する熱意を示すものとして注目されると共に物動計畫が從來の原料物動より製品物動へ進展したところに特徴を有するものである。本計畫の對象となつた國民生活必需物資は（一）食糧物資（米麥等）（二）家庭燃料物資（木炭等）（三）衣料物資（織維品等）であつてこれ等の諸物資を物動計畫と密接な關聯の下に計畫化し特に食糧物資等重要物資については需給、配給計畫等詳細な計畫を樹立したものであるが、ながらんづく味噌、醤油等については製品に至るまでの計畫を設定、製品物動としての特色を發揮するに努めこれ等物資の生産資材の確保より末端配給に至る各部分に細部なからしめたのである。本計畫の設定によつて生活必需物資は各省において實施してゐる物

資統制策と照應して全面的に確保され戰時下國民生活に強力な安定性を附與するが、なほ國民生活に密接な關係ある物資については今後研究の上明年度以降本計畫に包括せしめてゆく方針である。

船員法施行令中改正の件公布

船員法施行令中改正の件は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員法施行令中改正ノ件

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十四號）

船員法施行令中左ノ通改正ス

第二條ノ二 専ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ
十四歳以上ノ者ヲ石炭夫又ハ火夫以外ノ船員トシテ
使用スルコトヲ得

第三條第二項中「ニシテ總噸數二千噸ヲ超エザルモノ」

ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年五月公布勅令第三十五號船員法施行令

抄錄

第一條 食糧管理法第二條ノ規定ニ依リ食糧ヲ定ムル

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十二號）

食糧管理法の一一部施行期日ノ件公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる食糧管理法については第三卷第三號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十二號）

食糧管理法第一條乃至第七條、第九條乃至第二十三條、

第二十五條乃至第三十四條、第三十五條第三號、第三十六條、第三十八條乃至第四十三條、第四十五條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第八號及同條第二項

第三項並ニ第四十六條乃至第五十七條ノ規定ハ昭和十七年七月一日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十一條、第三十二條、第三十四條及第三十五條第三號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和十七年六月二十四日付官報）